

災害等情報（詳報）

鉱 種：鉛・亜鉛・石灰石	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類：機械のため	発生日時： 平成26年5月26日（月） 午後1時頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 41歳、亜鉛製錬係、直轄、勤続年数：7年4ヶ月、 担当職経験年数：3年1ヶ月						
罹災程度：顔面多発骨折 口腔顔面裂傷 左肩甲骨骨折 外傷性クモ膜下出血						
【概要】 罹災者は、亜鉛電解工場において昼休憩後の13時から剥取機を使用して電極板から亜鉛板を剥取る作業を1人で開始した。 13時5分頃、他の作業者が剥取機に近づくと罹災者が剥取機の電極板を吊り下げるフレーム上で前かがみに倒れているのを発見した。罹災者は、最寄りの病院で応急処置を受けた後に大学付属病院に搬送され、縫合及び皮膚移植手術を受けた。 現場の状況等から、何らかの原因で剥取機が停止したため、罹災者が剥取機に近づいたところ、止まっていた剥取機の電極板を吊り下げたフレームが降下し、電極板とフレームに顔及び左肩をぶつけ罹災したと推定される。						
【原因】 ○鉱山労働者が剥取機の駆動範囲内で作業する際の安全装置が不十分であった。 ○作業標準書に剥取機の駆動範囲内で作業する際の対処方法が十分に定められていなかった。						
【対策】 ○鉱山労働者が剥取機の駆動範囲に容易に近づかないよう、剥取機が安全な状態になると開かない安全柵を設置した。 ○剥取機の駆動範囲内で作業するときの対処方法を作業標準に追記し、鉱山労働者に教育した。						
【参考情報等】 ○鉱山労働者の身体の一部が機械の駆動範囲に入らないように安全囲いを設ける等の安全措置を講じましょう。 また、鉱山労働者の身体の一部をやむを得ず機械の駆動範囲に入れる必要があるときは、機械の駆動部が不意に下降することによる災害を防止するため、安全ブロック等を使用するなどの安全措置を講じましょう。 ○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条） ・「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要す主な作業として「機械、器具又は工作物の修理作業」（鉱業権者が講ずべき措置事例第10章3(38)）						
【お問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部鉱山保安課 片岡 竹村 TEL：052-951-2561						

罹災者が発見された状況

作業着の左肩後ろの部分がエアシリンダーのエアーステア取付金具に引っかかっていた。



